

## 補助金等取扱基準

|                     |   |
|---------------------|---|
| 補助金等の名称             | 諏訪市職員自主研修補助金  |
| 補助事業等の目標            | 諏訪市人材育成基本方針に掲げる「めざすべき職員像」の実現に向けて、職員の資質向上のために必要な自主研修の受講を支援することにより、市民福祉の増進を図るための効果的かつ効率的な行政運営に資する人材を育成する。   |
| 補助事業等の対象者           | 自主研修の受講を希望する諏訪市の常勤職員  |
| 補助対象経費              | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助対象経費は、通信教育、eラーニング等の自主研修の受講に要する経費とする。</li> <li>2 補助対象となる自主研修は、職員の資質向上に資する自主研修であって、次のいずれかに該当するものをいう。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の担当業務に必要な能力、資質及び専門性を高める効果を見込める自主研修</li> <li>(2) 諏訪市人材育成方針に掲げる「めざすべき職員像」の実現に必要な職員としての基本的な意識、姿勢及び能力を高める効果を見込める自主研修</li> </ol> </li> <li>3 次に掲げる経費は、補助対象経費から除くものとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般教養又は趣味に係る研修の受講料</li> <li>(2) 資格取得のための試験に係る受験料</li> <li>(3) スクーリングに係る旅費</li> <li>(4) その他市長が適当でないとする経費</li> </ol> </li> </ol> |
| 補助金等の額及びその算定方法又は補助率 | <p>予算の範囲内において、補助対象経費の10分の3以内とし、3万円を限度とする。ただし、職員の資質向上のための効果が特に高いものとして市長が認める自主研修については、補助対象経費の2分の1以内とする。</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】<br/>一般的な通信教育の受講料の金額が6万円程度であることから、妥当な補助率であると判断したため</p>   |
| 補助事業等の評価            | 補助事業者からの実績報告をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。   |
| 補助事業等の開始時期          | 令和2年4月1日  |
| 補助事業等の終了時期          | <p>【終了時期が3年を超える場合の理由】<br/>多くの職員に継続して補助することにより、人材育成を図るため</p>   |
| 情報の公表の方法等           | 補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。  |

|         |   |
|---------|---|
| そ の 他   | 補助金の交付を受けようとする者がその交付を受けようとする年度の前年度にこの取扱基準による補助金の交付を受けているときは、交付の対象から除くものとする。   |
| 提 出 書 類 | <p>1 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市職員自主研修受講申請書(様式第2号-1)</p> <p>(2) 研修の内容が分かる資料</p> <p>2 市長は、1に掲げる書類を受理したときは、速やかにその内容を審査し、その結果を諏訪市職員自主研修受講決定(却下)通知書(様式第3号-1)により通知するものとする。</p> <p>3 補助金の交付決定を受けた者は、自主研修を修了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市職員自主研修補助金交付申請書(様式第5号-1)</p> <p>(2) 研修修了証の写し</p> <p>(3) 受講料の領収書の写し</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p> |
| 担 当 部 署 | 諏訪市 総務部 職員サポート室   |

令和 2年 3月16日 制定 (令和 2年 4月 1日 施行)  
令和 4年 3月16日 一部改正 (令和 4年 4月 1日 施行)